

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症を疑う症例の要件について

ジカウイルス感染症については、平成 28 年 1 月 21 日及び平成 28 年 2 月 16 日付け事務連絡で臨床的特徴等について情報提供を行ったところです。今般、世界保健機関（WHO）のガイドラインやこれまでの知見を踏まえ、ジカウイルス感染症の検査や診断をよりの確に実施するため、現時点でのジカウイルス感染症を疑う症例の要件を、下記のように整理しましたので、貴管内の医療機関等への周知をよろしくお願いします。

なお、本内容については、最新の知見を踏まえて随時見直すこととしているので、今後とも厚生労働省のホームページ等の情報を定期的に確認していただくようお願いします。

記

次の（１）～（３）にすべて該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、ジカウイルスへの感染が疑われるため、ジカウイルス感染症を鑑別診断の対象とする。ただし、医師がジカウイルス感染症を疑う症例については、この限りではない。

- （１） 「発疹」又は「発熱（※１）」を認める
- （２） 「関節痛」、「関節炎」又は「結膜炎（非滲出性、充血性）」のうち少なくとも１つ以上の症状を認める
- （３） 流行地域（※２）の国から出国後２～１３日以内に上記の症状を呈している

※１ 発熱は、ほとんどの症例で 38.5 度以下との報告がある

(http://www.wpro.who.int/mediacentre/factsheets/fs_05182015_zika/en/)

※２ 流行地域 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>)

○中南米・カリブ海地域：アルバ、バルバドス、ボリビア、ボネール、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キュラソー島、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアドループ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルティニーク、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、セント・マーティン島、スリナム、トリニダード・トバゴ、米領バーجين諸島、

ベネズエラ

○オセアニア太平洋諸島：米領サモア、マーシャル諸島、サモア、トンガ

○アフリカ：カーボベルデ

○アジア地域：タイ